

医師の診断を受け保護者が記入する登園届

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園されるよう、ご配慮ください。

登園のめやす

- ・ 溶連菌感染症 : 抗菌薬内服後 24～48 時間経過してから。
- ・ マイコプラズマ肺炎 : 発熱や激しい咳が無くなってから。
- ・ 手足口病 : 発熱や口の内の水疱・潰瘍の影響がなく普通の食事がとれる。
- ・ 伝染性紅斑（リンゴ病） : 全身状態が良い。
- ・ ウイルス性胃腸炎 : 嘔吐、下痢等の症状が無く、普通の食事がとれる。
(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
- ・ ヘルパンギーナ : 発熱や口の内の水疱、潰瘍の影響がなく普通の食事がとれる。
- ・ RS ウイルス感染症 : 呼吸器症状がなく、全身状態が良い。
- ・ 帯状疱疹 : すべての発しんが「かさぶた」になってから。
- ・ 突発性発疹 : 解熱し、機嫌が良く全身状態が良い。

-----切り取り線-----

登園届 (保護者記入)

保育所施設長殿

入所児童名

病名「 」と診断され、

年 月 日 医療機関名「 」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

印又はサイン